

監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同項及び上田市監査委員条例第8条の規定によりその内容を公表します。

令和6年3月29日

上田市監査委員 東方 久男
同 池上 喜美子

対象監査

- ・令和5年度定期監査（第1回）
- ・令和5年度財政援助団体等監査（第2回）

令和5年度定期監査報告（第1回）

【監査の結果（指摘事項）に関する報告に基づく措置等の内容】

指 摘 事 項	措 置 等 状 況	機 関 名
1 財務書類作成の早期化と精緻化について		
<p>令和5年5月22日に令和3年度の財務書類（一般会計等、上田市全体、連結）がHPに公表されました。利害関係者が上田市の財政状態等について理解するにあたり、公表時期が遅く、利活用に限界あると言わざるを得ません。</p> <p>公表時期について遅れる要因は、担当職員が予算・決算編成等主要事業と兼務であることや専門知識の習得に時間を要すること等によることは理解できませんが、歳入歳出決算書の公表時期と同時公表が期待されており、公会計システムの早期導入により同時仕訳が可能となるよう検討を求めます。</p> <p>また、公表された令和3年度の財務書類について精緻化の視点から以下の改善を要する事項等がありますので、令和4年度以降の財務書類作成にあたり、留意してください。</p> <p>(1) 注記の充実と内部統制の再構築について</p> <p>一般会計等の「過年度修正等に関する事項」に具体的な資産名や金額の記載がありません。期首に標準システムからPPPに移行したことに伴い、固定資産88億41百万円及び流動資産20百万円増加した結果、合計額88億62百万円だけ純資産が増加したと伺いました。</p> <p>明瞭性の原則によれば、具体的な資産名や金額の記載が重要です。</p> <p>また、物品の減価償却累計額が大幅に減少（27億5千万円）しており、固定資産台帳の検証が必要です。</p> <p>財務報告の信頼性に応えるために</p>	<p>財務書類については、作成段階において、関係団体への照会や各種の仕分け作業が伴うことから、公表に至るまで時間を要しています。令和3年度の財務書類は、システム導入に伴う各種調整もあり、令和5年5月の公表となりました。</p> <p>令和4年度の財務書類については、令和5年度内の公表ができるよう作成を進めております。</p> <p>歳入歳出決算書の公表時期と同時公表については、多くの課題がございますが、引き続き、財務書類の内容の精緻化と早期公表に向け、努めてまいります。</p> <p>(1) 過年度修正などの特殊な事情を含む場合は、説明資料において補足説明を加えたり、注記にその旨を記載してまいります。</p> <p>また、物品の減価償却費については、修正の必要がございますので、4年度の財務書類において、見直し内容を反映してまいります。</p> <p>(2) 一般会計等の「有形固定資産の行政目的別明細」、連結財務書類の「有形固定資産の明細」については、順次作成し、公表できるよう努めてまいります。</p>	<p>財政課</p>

<p>は、内部統制の再構築が必要です。</p> <p>(2) 附属明細書の作成について</p> <p>財務書類作成要領によれば、一般会計等に関して「有形固定資産の行政目的別明細」を作成しなければなりません。固定資産台帳に行政目的区分が無いことやむを得ませんが、改善を求めます。</p> <p>また、連結財務書類作成の手引きによれば「有形固定資産の明細」の作成を求めています。公表されておられません。公表が可能となるよう期待します。</p>		
<p>2 固定資産台帳の正確な作成について</p>		
<p>公表されている固定資産台帳の内容を検討したところ、物品の一部について減価償却が行われておらず、取得時の価額がそのまま期末簿価となっているものが多数ありました。</p> <p>令和4年度の財務書類作成にあたり、過年度償却費（臨時損失その他）と減価償却費（業務費用）とに区分して行政コスト計算書に計上するとともに、注記の記載も検討してください。</p> <p>また、リース期間終了後、取得した大型生ごみ処理機について、リース開始時の価額を取得価額として重要物品とされ、10年の耐用年数で償却していました。リース期間終了後取得した物品の固定資産計上基準を検討する（物品とする等）必要があります。</p> <p>更に、ソフトウェア（無形固定資産）について一般会計等は無しとしておりますが、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」70項に準拠して有形固定資産と区分しているかについて検討してください。</p>	<p>御指摘のとおり物品の一部について、減価償却の不足が生じているため、令和4年度の財務書類の作成にあたり、これを見直し、過年度償却費を行政コスト計算書の臨時損失に計上し、注記にその旨を記載いたします。</p> <p>リース期間終了後取得した物品については、総務省のマニュアルなどに基づき、過大な計上とならないよう対応してまいります。</p> <p>ソフトウェアについては、令和4年度に実施したシステム改修費などから、ソフトウェアとして計上を開始し、更に精度を高めることができるよう努めてまいります。</p>	<p>財政課</p>

【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく措置等の内容】

指導事項	措置等状況	機関名
1 長野大学の運営に係る積極的な支援について		
<p>公立大学法人長野大学の公開情報によると、「公立大学法人長野大学は労使協定未締結として上田労働基準監督署から是正勧告を受けて令和4年8月に労使協定を締結されたこと。また、10月に教授のセクハラ行為に対して懲戒処分を行ったこと。」このことを確認しました。</p> <p>このような事案を鑑みると、第2期中期目標（令和5年度から10年度）の達成には、すべての大学関係者を対象に、内部統制の再構築をすることが必要です。</p> <p>法令を遵守すること、大学運営に精通したプロパー職員を育成すること、高度な研究を育む使命感・倫理観を醸成すること等です。</p> <p>設立者である上田市においては公立大学として着実な取組が行えるように改めまして第2期中期目標の達成に向け、連携を緊密にし、積極的に支援してください。</p>	<p>客観的かつ中立的な「上田市公立大学法人評価委員会」において、コンプライアンス違反については、厳しい評価をするとともに、改善及び再発防止の徹底を求めました。</p> <p>長野大学では、専門業務型裁量労働制の導入や、ハラスメント防止体制の強化等の対応・対策を行い、今年度の評価委員会からは、一定の評価を得ています。</p> <p>加えて、大学職員の資質向上に向け、法制執務研修等の市職員研修への参加支援や大学へ出向している市職員によるOJT研修を実施しました。</p> <p>今後も、公立大学法人に対し、設立者である上田市として連携を密にし、積極的に関わってまいります。</p>	<p>学園都市推進室</p>
2 備品の未登録について		
<p>定期監査に際し、ホームページ管理運営事業費の増加要因（前年比1,231千円増加）について質問し、メール配信機器の入れ替えに伴う備品登録の必要性について調査依頼しました。</p> <p>広報課にて業務委託契約書及びメール配信システム保守管理業務委託仕様書等の詳細を調査したところ、「メール配信機器55万円（設置場所情報システム課）について備品が未登録であった」と報告されました。</p>	<p>物品購入を含む業務委託契約については、購入した物品の備品登録の要否について今後しっかりと留意し、登録が必要な場合は、速やかに所要の事務処理を行ってまいります。</p>	<p>広報課</p>

<p>結果を受けて、速やかに、備品受入払出申請書を起案して財産活用課の決裁を受け、備品表示標（備品シール）を入手して備品番号を付し、備品出納簿に記載されました。（財務規則第 216 条、217 条、217 条の 2）</p> <p>今後は、同様の取引に際し、監査委員の監査により調査して是正されるのではなくて、取得時に所定の手続きにより備品登録してください。</p>		
<p>3 普通財産の処分や利活用の促進について</p>		
<p>普通財産の土地・建物について財産の活用状況、今後の方向性、課題などの記載を所在地別に求めたところ、空白で記載の無い土地・建物が多くありました。</p> <p>優先順位を定めて処分や利活用に取り組んでいることは評価できますが、環境の変化に対応した基礎資料の充実により処分や利活用の更なる促進に繋がることを期待します。例えば、土地や建物の台帳についてデジタル化し、所在地ごとに漏れなく整備し、謄本・公図や航空写真・現地の写真等で見える化し、評価額や取得の経過・現況等の記載をデータ化して、利活用方策を市民の要望も踏まえながら放置しないで早期に対処していくことが重要です。</p> <p>また、財産活用課に所管換えされていない各課管理の普通財産も滞留していることから、「行政財産の用途廃止及び財産処分の手続基準」を改訂し、財産活用課の仮登録制度の導入等により、基礎資料の整備が一元的に進み、処分・利活用の促進に繋がることを期待します。</p>	<p>今後の方向性、課題などの記載が無かった土地・建物につきましては、これまでの経緯等を踏まえ現状を記載いたしました。</p> <p>なお、現地などの確認が必要と考えられる箇所につきましては、今後、順次実施してまいります。</p> <p>また、土地や建物の台帳に係るデジタル化に関しましては、まずは、施設ごとに土地・建物情報のシステム化を図れるよう、「公有財産管理」に係る機能の導入に向け関係部署と協議しながら検討してまいります。</p> <p>利活用が進まない「遊休財産」を民間売却や貸付等に繋げるためには、建物の解体や不動産鑑定に係る経費、また、関係者との協議等様々な手続きも必要となることなどから、各施設所管課において引き続き保有している財産もごございます。</p> <p>このため、財産活用課では、全庁的な観点から遊休財産の有効活用を図るべく、未利用となっている土地・建物の情報を一元的に集約・管理するための調査を行い、取りまとめた結果は庁内において情報共有</p>	<p>財産活用課</p>

	<p>し、また、市のホームページ等を活用し、外部公表を行っているところです。</p> <p>なお、施設所管課とも連携を図りながら利活用に向けた取り組みを行い、貸付・売却・内部活用へと繋がるケースも出始めた段階にあります。</p> <p>また、市の土地利用を総合的に検討、調整し、土地利用の推進を図ることを目的とした土地利用検討会議が再開され、未利用財産に係る個別の状況や課題などを踏まえつつ、中長期的な視点に立ち、庁内横断的に利活用方針を協議する場が設けられたことから、これを活用し、処分・利活用の促進に努めてまいります。</p>	
4 諸団体事務について		
<p>上小国保協議会へ長野県国保連合会上小支部負担金として7万3千円を支出しています。</p> <p>同支部の令和4年度決算状況によると、歳出合計が18万1千円であるのに対し、令和5年度への繰越金が58万7千円であり、歳出合計よりも繰越金が多額であります。</p> <p>繰越金が歳出合計の3.2倍であることから、おおむね3年分留保されていることとなります。</p> <p>今後は過度な繰越金が生じないよう、負担金の一時停止又は減額を検討するなど、関係団体との協議を行ってまいります。</p>	<p>上小国保協議会は、長野県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という）の上小支部であり、上小地区の4市町村から構成され、国保連の組織規則には、研修及び講習、保健事業、保険者相互間の連絡協議に関することなどを行うとされております。</p> <p>上小国保協議会の主な事業は、上部団体の国保連からの補助金や構成市町村からの負担金収入を原資として、上小保健師会が実施する研修会への費用助成を実施しています。</p> <p>令和2年度から3年度にかけて、新型コロナウイルスの影響により上小保健師会が実施する研修会の実施回数が大幅に減少したことから、多額の繰越金が発生している状況です。</p> <p>つきましては、令和5年10月から、上田市長が上小支部長となり、上田市が上小国保協議会の事務局を担当していることから、管内の3市町村や国保連等と協議しながら負担金の一時停止、又は減額についての調整を検討することと併せて、研修会</p>	国保年金課

	等実施事業の拡充も含めて検討してまいります。	
5 勤労者福祉センターの取り壊しについて		
<p>勤労者福祉センターは昭和49年3月に1億4,974万9千円で建築され、49年経過しており、固定資産台帳によると、耐用年数である47年を2年経過し、減価償却累計率は100%に達しています。</p> <p>耐震基準を満たしておらず、アスベストの懸念があると伺いました。</p> <p>上田駅から中央通りに建築されて、勤労者福祉に大きな貢献を担ってまいりましたが、地震被害や健康面のリスクが懸念されます。</p> <p>近隣に歴史的な町並み保存の重要性が高まっている地域があることも考慮すべきと思われます。</p> <p>現在利用されている団体や活動が継続できるよう十分配慮して、早期に取り壊しを検討してください。</p>	<p>勤労者福祉センターについては、勤労者福祉の向上を目的とした施設で、センター内食堂での飲食物の提供、図書の貸し出し、イベント開催など、勤労者の「集いの場」でありましたが、近年はインターネットやSNSなどの普及による娯楽の多様化などにより、勤労者が直接集って活動する機会が減少しており、初期の目的は一定程度果たされたものと認識しております。このため、現在、施設の今後のあり方について地元関係者の皆様と意見交換等を行っております。</p> <p>取り壊しについては、多額の費用がかかることから、施設廃止後の除却及び売却のほか、公共施設以外の他利用への転換等も含めて検討しております。</p> <p>また、適正な公共施設マネジメントの観点から、他の市有施設の機能集約などとも合わせて、庁内関係部局と協議しております。</p> <p>まずは、庁内や関係の皆様との協議を継続する中で、施設の今後のあり方について早期に方向性を定められるよう取り組んでまいります。</p>	地域雇用推進課
6 地域計画（人・農地プラン）策定の着実な推進について		
<p>農地等をめぐる状況の課題解決に向けて、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日施行されました。同法によれば、施行日から2年以内に市町村は地域計画（人・農地プラン）を策定して公告すること、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めて地図に表示（目標地図）すること、</p>	<p>地域計画の策定につきましては、これまでの人・農地プランと同様に、市内のJA営農センター単体に6地域（上田東・西部・塩田・丸子・真田・武石地区）での策定に向け、検討を進めており、現在、各地域の農業者の耕作状況等も考慮しながら地域計画に取り込む対象農地の範囲について、地元の皆様との話し合いに必要となる素</p>	農業政策課

<p>目標地図の素案は農業委員会が市町村の求めを受けて作成することとされました。</p> <p>重点目標の期末報告によれば、施行日初年度であることとスケジュール管理が十分で無かったこと等により、地域で農業の将来のあり方等を協議する場（集落懇談会等）の開催は見送られています。</p> <p>農閑期を利用して、集落等に出向いて丁寧に説明し、参加者の理解を得て計画の策定に至るまで、強力なリーダーシップが求められることから、専門人材の要請が急務といえます。関係職員の積極的な取組により、地域計画策定の着実な推進を期待します。</p>	<p>案の作成を進めております。塩田及び真田地区では、農地のまとまりも一定程度あることから、モデル地区とすべく先行して策定作業を進めておりますが、2月末から農業者、地区活性化組合、農業委員、JA、県に参加いただき、地域課題の共有、地域農業の今後の方向性について話し合いを始めており、今後その他の地域においても同様に進めていくこととしております。各地域での協議開催につきましても、できる限り多くの農業者に御参加いただけるよう農繁期を避けるなど、開催時期や場所にも配慮し、農業者をはじめ農業委員会や土地改良区等関係機関の意見を十分にお聞きし、計画に生かすことができるよう努め、令和6年度末までの策定に向け地域の実状に合った実効性のある計画となるよう取組んでまいります。</p>	
--	--	--

7 森林環境譲与税基金の積極的な活用について		
<p>令和4年度末の森林環境譲与税基金積立額は1億2,791万9千円です。令和元年度から創設された譲与額合計が1億6,856万2千円に対して、事業に支出した歳出合計が4,064万3千円と大幅な乖離の結果、同基金が増加しています。</p> <p>同基金は、森林整備の促進を図るため、間伐等の森林整備に関する施策と人材育成・担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等に関する施策に充てることとされています。</p> <p>積極的な活用策を関係市民や財産区関係者等の意見を反映させて検討され、歳出の増加となるよう取り組んでください。</p>	<p>森林環境譲与税の用途につきましては、御指摘のとおり、森林整備を中心に人材育成、木材利用促進、普及啓発及び市町村の森林・林業にかかる課題解決に活用することとされています。</p> <p>今後につきましては、木材利用の観点から、第五中学校の校舎改築に伴う内装部分の木質化に5千万円の支出を計画しています。</p> <p>また、令和6年度から「森林環境税」の課税が開始されることに伴い、地域の身近にある自治会有林・自治会周辺林等において、自治会等が実施する里山・森林整備の支援として交付金を交付する制度を創設することとしています。</p> <p>今後の基金の活用につきましては、「森林環境譲与税活用方針」を定め、森林整備を中心とした各種事業を推進することにより、森林の適正な保全と共に、</p>	<p>森林整備課</p>

	地域の林業振興につながるよう取り組んでまいります。	
8 超過勤務時間の削減に向けた取組について		
<p>(1)</p> <p>令和4年度の一人あたり超過勤務実施時間数は月平均26時間で上限45時間超過が12人です。</p> <p>超過勤務時間が長くなる主な原因は、本来業務である財産管理業務の他に、上田市土地開発公社（以下「公社」という）事務を兼務しており、職務専念義務の免除に限界があることや、問い合わせの対応に時間を要すること、更には土地の処分や利活用の際し、経験者確保に限界があること等が考えられます。</p> <p>職員の健康管理の見地から、公社が保有する長期保有土地を本来業務である財産管理業務と一体化して公社事務を縮減することや、経験者・専門家の活用、ITの利用等により、業務の効率化を図り、超過勤務時間の縮小となるような取組を検討してください。</p>	<p>超過勤務時間の削減に向けた取組の一環といたしましては、御提示いただいた内容を踏まえ、まずは、公社が保有する長期保有土地の効率的・効果的な一元管理体制の構築を目指してまいります。</p> <p>その実行のために、令和6年度において、土地開発基金の活用等により、基本的に全ての公社保有地を市が買い戻すことを計画しております。</p>	財産活用課
<p>(2)</p> <p>職員の超過勤務時間数について1月あたり100時間以上の職員が、令和5年1月に2人、2月に4人、3月に14人おりました。</p> <p>職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則第5条の4第2項に定める特例業務として、理解はできますが、業務マニュアル作成やシステムの導入等による業務の標準化・効率化・IT統制・新規担当職員の研修等を積極的に推進することにより、職員の健康に配慮した超過勤務の削減に取り組んでください。</p> <p>特に2月から4月の間は、個人市民税等の確定申告事務が集中することから、職員人事異動の4月と重なることによ</p>	<p>超過勤務時間の過多が常態化していることは認識しており、職員の健康状態も心配であることから、業務改善に取り組んでおります。</p> <p>現在、職員のスキルアップを図るため、マニュアルを見直すことや、申告方法等の各論研修を実施しています。</p> <p>また、申告時期の業務負担を減らすため、申告会場の統合や、同時会場数の削減、無線LAN等の導入により職員負担の軽減を図ってまいりました。</p> <p>業務改善を図るにも改善を図るだけの労力が必要とされます。また、突発的な問題に対する対応もあることから、実際のところ超過勤務時間の削減が図れていない</p>	税務課

<p>る、事務処理ミスの発生リスクが高くなっています。</p> <p>国税庁職員の人事異動は7月10日と確定申告時期に配慮した対応がされていることも参考に人事異動の時期についても検討してください。</p>	<p>が、継続的な業務改善により、将来的には超過勤務の削減が図れると考えております。</p> <p>市民税係については、4月が最も大変な時であることから、10月異動を総務課に要望しております。</p>	
<p>(3)</p> <p>令和4年度の一人あたり超過勤務実施時間数は月平均25時間で上限45時間超過が延べ28人です。</p> <p>超過勤務時間が長くなる主な原因は、マイナンバー、住民基本台帳、戸籍の各担当別の要因に加えて、県営水道差額補助業務による市民への支払業務のため、県水道局からのデータと住民基本台帳とのデータ、市上下水道局のデータを行政情報処理センターに依頼して電算処理後、職員による目視を全件実施して差額の補助を行っています。</p> <p>職員の健康管理や業務効率の見地から、窓口業務と異なる支払事務である県営水道差額補助業務を市民課以外の部署に移管や事務処理方法の見直し、繁忙期には増員を行うなど、超過勤務時間の縮小となるような取組を検討してください。</p>	<p>事務手続きの時期が1~3月の窓口の繁忙期に重なり超過勤務が必要な要因のひとつになっておりますので、支払時期の変更などの事務処理の見直しや繁忙期でのパート職員の雇用など、超過勤務時間の縮小となるような取組を検討してまいります。また、事務の移管につきましては、担当部署と情報共有し検討してまいります。</p>	市民課
<p>(4)</p> <p>令和4年度の一人あたり超過勤務実施時間数は月平均20時間で、上限45時間超過者が延べ14人、うち生活支援担当のケースワーカーは、多くの対象世帯を受け持ち、かつ、電話傾聴対応が長時間に及ぶなど、結果として、本来業務であるケース記録の作成等を時間外業務とせざるを得ない状況と伺いました。</p> <p>また、係長級職員は、ケースワーカーの相談に応じているほか、休日・夜間の問い合わせや、緊急のケースに即日対応</p>	<p>令和5年度には生活保護の担当者が2人増員となり、また、係長職員については増員を要求しているところです。</p> <p>生活保護のケースを組織的に支援するため、ケース診断会議を時間外に週2日（火曜日・木曜日）実施しておりましたが、超過勤務時間を縮減するため、週1日（火曜日）については、日中の時間帯に関係する職員のみで行うほか、業務の一部を会計年度任用職員に担ってもらうことにより、超過勤務時間の縮減となる</p>	福祉課

<p>しているとのことです。</p> <p>福祉課は恒常的に時間外勤務の多い部署であり、職員の健康管理の見地からも、組織体制の見直しをするなど、超過勤務時間の縮減となる取組を検討してください。</p>	<p>よう取組を検討してまいります。</p>	
<p>(5)</p> <p>令和4年度の一人あたり超過勤務実施時間数は月平均28時間で上限45時間超過が16人です。</p> <p>超過勤務時間が長くなる主な原因は、支援対象児童が増加し続けている現状に対して、「障がい児支援業務」を牽引する専任の「障がい児担当係長」がいないこと、また平成29年度と令和4年度を比較すると、事業費も支援対象者も22%超の増となっていますが、実働ケースワーカー人数が平成29年度からほぼ変わらないことがあります。</p> <p>障がいのある方への迅速で適切な支援事業の実施、業務における誤りの回避、職員の健康管理などの見地から、より細かに問題点や課題に即した対応を検討・構築し、業務の標準化・効率化と障がい児担当係長及びケースワーカーの増員等の体制の見直し等により超過勤務時間の縮小となるような取組を検討してください。</p>	<p>近年の医療技術の進歩に伴い、様々な治療や検査が提供されることで、地域での生活が可能となる障がい児童が増加しております。それに付随して、医療的なケアを必要とする事案も増加傾向にあります。支援対象児童が増加する中、御指摘にありましたとおり、業務を遂行すべきケースワーカーなどの人員が更に必要となることは明らかではありますが、並行して、業務改善の必要性も認識しております。</p> <p>業務の標準化・効率化については、市で導入した電子決裁による事務の効率化や、国のシステム標準化等を推進することで効果を上げたいと考えております。</p> <p>課内では、職員の健康管理の大切さや超過勤務等の課題を共有しながら、業務改善や効率化に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。</p> <p>人員体制の見直し等につきましては、当課で各種の改善を推進すると共に、必要に応じて人事担当課にも実情を相談しながら、連携した取り組みをしてまいりたいと考えております。</p>	<p>障がい者支援課</p>
<p>9 長期滞納収入未済の不納欠損処理について</p>		
<p>(1)</p> <p>生活保護費返還金の収入未済額は、令和4年度の決算審査意見書の「9意見(2)収納対策について」に記載のとおり、前年度と比べ1,588万9千円(17.8%)増加し、1億501万6千円となりました。</p> <p>過支給分の徴収事務担当を置くなど</p>	<p>生活保護費の返還金につきましては、返還すべき事由が判明した時点で、対象となる金額を全額返還してもらうことが前提となりますが、判明した時点で既に消費してしまっていることが多くあります。そういった場合は分納誓約とな</p>	<p>福祉課</p>

<p>の債権管理の強化を図るとともに、不要な過支給を発生させないための仕組みの構築を検討するよう求めたところでです。</p> <p>加えて、不納欠損が無かったことも増加要因と思われます。</p> <p>生活保護世帯数や医療扶助人員の増加、住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金や臨時特別給付金の支給等の追加事務を優先させたため、不納欠損処理手続を十分に行えなかったことも増加要因と思量しますが、不納欠損処理手続に係る台帳の標準化や決裁手続きの迅速化を図る等の事務負担軽減対策を実施され、長期滞納収入未済の適正な不納欠損処理に努めてください。</p>	<p>りますが、現に生活保護を受けている方がほとんどで、生活保護費からの返還で少額返還のため、結果として返還金が増えてしまうこととなります。</p> <p>現在徴収事務担当を置き、個別台帳による債権管理を行っておりますが、今後は生活保護担当者との連携により、返還金が発生しないよう未然防止に努めるほか、債権管理担当課との連携により、督促催告のほか、定期的に不納欠損処理を行うことで、長期滞納収入未済の縮小につながるよう取り組んでまいります。</p>	
<p>(2)</p> <p>緊急通報システム利用者負担金の収入未済額 43 千円の内容は滞納繰越分 39 千円です。</p> <p>滞納繰越分のうち、平成 30 年度以前に発生した収入未済額が 10 人で 15 千円あり、不納欠損無しとなっています。</p> <p>また、配食サービス利用者負担金の収入未済額 310 千円の内容は滞納繰越分 288 千円です。</p> <p>平成 30 年度以前に発生した収入未済額が 11 人で 162 千円あり、不納欠損無しとなっています。</p> <p>債権管理条例第 13 条（徴収停止）に定められた地方自治法施行令第 171 条の 5（徴収停止）第 3 項「債権金額が少額で、取り立てに要する費用に満たないと認められるとき。」の規定等を適用して、決裁手続きを簡素化され、長期滞納未済の不納欠損処理を進めてください。</p>	<p>両債権の滞納繰越分については、徴収を進めています。</p> <p>そのうち緊急通報システム利用者負担金の滞納繰越分については、少額債権の 20 人 12 千円を債権管理条例第 13 条に基づき徴収停止とする予定です。</p> <p>配食サービス利用者負担金の滞納繰越分については、2 人 29 千円を不能欠損とする予定です。</p>	<p>高齢者介護課</p>

【監査の結果（検討事項）に関する報告に基づく措置等の内容】

検討事項	措置等状況	機関名
1 上田市土地開発公社の貸付金回収について		
<p>令和5年3月16日に上田市土地開発公社（以下「公社」という）の債務超過回避のため、損失補償契約を締結し、8億9,250万6千円の補償金支払契約を締結しました。</p> <p>令和5年3月31日現在、令和4年度分の市から公社への貸付金21億円については、公社が金融機関から19億円を借入れ、これに自己資金の2億円を加えたうえで全額返済されています。</p> <p>しかしながら、この金融機関からの借入金19億円は、令和5年度当初に、市が公社へ同額を貸付けて金融機関に返済する形となっていますので、補償金支払いと同時に貸付金の回収を図ることで、貸付金残高の減少に努めることにより、歳入と歳出に計上してきた貸付金処理の解消に繋がりますので検討してください。</p> <p>また、貸付金の残余についても、公社の長期保有土地の買い取りと同時に貸付金の回収を図ることにより、貸付金残余をゼロにすることも検討してください。</p>	<p>令和6年度において、土地開発基金の活用等により、基本的に全ての公社保有地を市に買い戻す計画としており、今後、公社理事会等での機関決定や所要予算の議会上程に向けて取り組んでまいります。</p> <p>また、公社に対する損失補償につきましては、令和5年12月補正予算において、令和9年度までの債務負担行為を設定いたしましたので、この期間内での早期補填に努めてまいります。</p>	<p>財産活用課</p>

令和5年度 財政援助団体等監査（第2回）

（※「監査の結果」欄の項目は監査結果（指摘事項等）ごとにまとめているため、番号が前後している箇所があります。詳しくは「令和5年度財政援助団体等監査結果報告書（第2回）」をご覧ください。）

第1 団体等に対するもの

1 【監査結果（指摘事項）に関する報告に基づく措置等の内容】

監査対象団体名	監査の結果	措置等の内容
一般財団法人上 田市地域振興事 業団	<p>団体等に対する指摘事項</p> <p>1 上田市の出捐金の処理について 上田市の財産に関する調書によれば、出資による権利として一般財団法人上田市地域振興事業団出捐金 30,000 千円が計上されていますが、貸借対照表には基本財産がありません。財産に法人格を付与することから財団法人名が付されていることや市町村合併により誕生した重要な法人であることを考慮すると次の扱いが適切と思われます。</p> <p>資金の一部として流動資産の定期預金に同額が計上されていることから所定の手続を得て基本財産又は特定資産として固定資産に訂正してください。また、正味財産増減計算書も一般正味財産から同額を指定正味財産に訂正してください。</p>	<p>1 R5 年度中に補正等により対応し、R5 年度末決算書に表記対応致します。</p> <p>貸借対照表において基本財産として固定資産にし、正味財産増減計算書において指定正味財産に訂正します。</p>
	<p>3 監事監査報告の法令遵守について 監事の監査報告について以下の法令（法規則第 36 条、45 条を準用する第 64 条）の定めに対して (2) 及び (3) の記載が無く、(1) 及び (4) の記載不備がありました。法令を遵守してください。</p> <p>(1) 監査の方法及びその内容 (2) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い法人の状況を正しく示しているかについての意見 (3) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実（ない場合にはその旨の記</p>	<p>3 R5 年度末決算書より対応、表記致します。</p>

	<p>載)</p> <p>(4) 計算関係書類が法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p>	
	<p>4 会計規程の改正について</p> <p>現在の会計規程は法律及び法規則並びに会計基準に対応して改正を行わな いできたため改正が必要です。主な点は 以下のとおりです。</p> <p>(1) 「会計基準等の一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して処理する。」記載が無いこと。</p> <p>(2) 経理責任者の定めが無いこと。</p> <p>(3) 会計基準から除かれた収支予算書及び収支計算書を資金収支予算及び資金収支計算書として再定義し条文化すること。</p> <p>(4) 第8章収支決算を決算に変更し、決算の目的、月次決算、決算整理事項、重要な会計方針について条文化すること。</p> <p>(5) 第50条に定める(1)から(8)の決算諸表は削除すべきものや会計基準等に準拠した記載に訂正すること。</p>	<p>4 R5 年度中に対応し、R5 年度中理事会にて承認を得るよう致します。</p>
	<p>6 賞与引当金の計上漏れについて</p> <p>会計基準によれば財務諸表は真実な内容を明瞭に表示しなければなりません。(会計基準第1の3(1))</p> <p>当年度の負担に属する賞与の引当金が計上されておられません。会計基準を遵守してください。したがって、同額だけ正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額が過大に計上され、貸借対照表の負債が少なく計上されています。翌年度は計上して、重要な会計方針の注記や附属明細書(引当金の明細)を作成して</p>	<p>6 R6 年度で廃止になる施設がございますので、R6 年度決算、R7 年度予算の時期に税理士事務所と相談検討を重ね対応をして参ります。</p>

	ください。	
	<p>7 リース資産の貸借対照表計上漏れについて</p> <p>会計基準によれば財務諸表は真実な内容を明瞭に表示しなければなりません。(会計基準第1の3(1))</p> <p>マイクロバスのリースについてリース資産として貸借対照表に計上されておられません。試算したところ、令和5年3月31日現在、貸借対照表の資産の部(固定資産・その他固定資産)にリース資産2,060,100円、負債の部の流動負債に(返済1年以内)リース負債915,600円、固定負債にリース負債1,144,500円計上しなければなりません。翌年度は計上して、重要な会計方針の注記(内容及び減価償却の方法)や固定資産の取得価額、減価償却累計額、当期末残高の明細を作成してください。(検討結果3、リース会計基準10項、16項、17項、19項、リース会計基準の適用指針35項(3))</p>	7 R5年度決算書より対応、表記致します。

2 【監査結果(指導事項)に関する報告に基づく措置等の内容】

監査対象団体名	監査の結果	措置等の内容
一般財団法人上田市地域振興事業団	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>2 簡潔明瞭な事業報告書等の公表について</p> <p>市民や一般の関係者に対して簡潔明瞭な報告の視点から以下の点に留意され改善してください。</p> <p>なお、現行の事業実績報告書は議会や所管官庁への説明という詳細な報告をする視点から重要であり、作成を妨げるものではありません。</p> <p>(1) 法人の概況</p> <p>① 設立年月日(3公社合併、一般財団法人へ移行についても記載する。)</p> <p>② 定款に定める目的</p>	2 R5年度末決算書より対応、表記致します。

	<p>③ 定款に定める事業内容</p> <p>④ 所管官庁に関する事項</p> <p>⑤ 主たる事務所・支部の状況</p> <p>⑥ 役員等に関する事項（理事・監事等の役職、氏名、常勤・非常勤の区分、担当職務・現職等を記載する。評議員は別に区分を設け、評議員の氏名、現職を記載する。）</p> <p>⑦ 職員に関する事項（職員数、前期末比増減、平均年齢等を職員、再雇用職員、準職員、非常勤職員の区分別に記載する。）</p> <p>(2) 事業の状況</p> <p>① 事業の実施状況（指定管理業務と受託業務を適宜グルーピングして経常収益の前期比較等を行い、実施した特記事項や職員の雇用上の重要事項を簡潔に記載して、最後に当期正味財産増減額を前年比で示すこと等全体の概観性に留意して 1 頁程度にまとめる。）</p> <p>② 重要な契約等に関する事項（新たな指定管理業務等の受託や終了、その他重要な契約があった場合、概要を記載する。）</p> <p>③ 役員会等に関する事項</p> <p>④ 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移（当期収入合計、当期支出合計、当期収支差額、次期繰越収支差額、経常収益、経常費用、正味財産増減額、資産合計、負債合計、正味財産の各金額を百万円単位で5年間程度の推移を記載する。当期収支差額や正味財産が大幅に変動した場合は、その主因を説明する。）</p> <p>⑤ 法人の課題（対処すべき課題を記載する。）</p> <p>⑥ 決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事実（決算期後に</p>	
--	---	--

	<p>収支や正味財産の状態に重要な影響を及ぼす事実（後発事象）が生じた場合は、その概要を記載する。）</p> <p>(3) 各事業の実施状況 法人管理については(2)の①に記載し、各施設別の記載は簡潔明瞭に見開き1枚(2頁)以下に抑える。</p>	
	<p>5 会計基準に準拠した財務諸表の作成について</p> <p>1の指摘事項のほかに会計基準に準拠しておらず、訂正が求められる主な点は以下のとおりです。</p> <p>(1) 正味財産増減計算書</p> <p>① 他会計からの繰入額は削除してください。(会計基準注解(注2))</p> <p>② 仕入高は事業費の中科目とし、たな卸高は仕入高に加減してください。(運用指針12, 13)</p> <p>③ 事業費と管理費について給料手当や役員報酬、減価償却費、修繕費、光熱水料費等の中科目表示され、前年度及び増減が解るように改正してください。(同)</p> <p>④ 重要性があれば税効果会計の適用が必要なため、正味財産増減計算書に税引前当期一般正味財産増減額、法人税、住民税及び事業税、当期一般正味財産増減額として法人税等を管理費から振替えてください。(会計基準注解(注1)(5))</p> <p>(2) 正味財産増減計算書内訳表</p> <p>① 他会計からの繰入額を經常収益と經常費用に同額計上していますが、認められておりません。他会計振替前当期一般正味財産増減額、他会計振替額、当期一般正味財産増減額として表示しま</p>	<p>5</p> <p>(1)</p> <p>①～③ R5年度決算書より対応、表記致します。</p> <p>④ 税効果会計については、重要性も含め今後検討して参ります。</p> <p>(2)</p> <p>① R5年度決算書より対応、表記致します。</p>

	<p>す。(運用指針 12 及び 13、研究資料 Q8 及び Q9)</p> <p>② ①に伴い、法人管理区分に含めている管理費のうち複数の事業に共通して発生する費用については合理的な配賦基準を用いて配賦計算を行う必要があります。共通費用以外の評議員会、理事会、登記等の管理費は法人会計として残します。(研究資料 Q6、Q7)</p> <p>③ (1)の各項目は同じく見直しが必要であり、内部取引等消去欄を追加します。(運用指針 13)</p> <p>(3) 資金収支予算書及び資金収支計算書並びに内訳表</p> <p>① 収支計算書総括表及び事業・施設別の収支計算書は会計基準から除かれたので内部管理事項として改めて会計規程に定めることが必要です。</p> <p>② 事業費支出と管理費支出について給料手当支出や役員報酬支出、修繕費支出、光熱水料費支出等の中科目表示され、予算書(予算額、前年度予算額、増減、備考)や計算書(予算額、決算額、差異、備考)が作成される必要があります。</p> <p>③ 繰入金収入を事業活動収入とし、法人管理会計繰出金支出を事業活動支出計に含めていますが適当ではありません。事業活動支出計の後に他会計振替収支額調整前事業活動収支差額、他会計振替収支額、差引、法人税等支出、事業活動収支差額として表示します。</p> <p>④ ③に伴い法人管理区分に含めている管理運営費支出のうち複数の事業に共通して発生する運営費支出については合理的な配</p>	<p>② 配賦基準も含め、複数年をかけ、税理士事務所と相談検討を重ね対応をして参ります。</p> <p>③ 会計基準に則った形式への変更を検討して参ります。</p> <p>(3)</p> <p>① 現在、対応中の会計規程にて対応致します。</p> <p>② R6 年度予算書にて対応、表記致します。</p> <p>③ ④ 配賦基準も含め、複数年をかけ、税理士事務所と相談検討を重ね対応をして参ります。</p>
--	--	--

	<p>賦基準を用いて配賦計算を行う必要があります。共通費用支出以外の評議員会、理事会、登記等の管理費支出は法人会計として残します。</p>	
	<p>8 関連当事者との取引の開示について 関連当事者として上田市が該当すると思われますので取引の内容を注記してください。(会計基準第5(14)、会計基準注解(注17)、運用指針6、13(4)14)</p>	<p>8 R5年度決算書より対応、表記致します。</p>

3 【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

監査対象団体名	監査の結果	方針の内容
<p>一般財団法人上田市地域振興事業団</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>9 公益目的事業の実施について 定款第2章には目的及び事業について以下の記載があります。 (目的) 第3条 この法人は、地域住民の福祉の増進を図るため、地方公共団体等が設置する公共施設の受託管理等を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。 (事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う ((1)から(6)の事業は、団体の概要の主な事業の記載(P5)と同文のため省略。) 平成23年7月に旧丸子町、旧真田町、旧武石村の3公社と合併後、令和4年度は上田市、東京都練馬区、上田地域広域連合の設置する11の指定管理業務及び上田市等から3つの受託業務を実施され、目的達成のために要請に応じてきたことを評価します。 しかし、合併以来12年が経過し、地域住民の福祉の増進を図り、地域社会の</p>	<p>9 本事業団の設立趣旨を再確認するとともに、設立者である上田市の意向も踏まえながら、今後、本事業団に求められる公益目的について研究してまいります。</p>

	<p>発展に寄与する目的を重視する視点から、公共施設の受託管理等を狭く解釈することなく、広く公益目的事業の実施を期待します。例えば、地域の森林や自然を活かした健康や雇用の創出、伝統文化の復活、行ってみたい、住みたくなる地域づくり等広く受けとめて事業を実施されることが考えられます。資金面では内部留保の活用、寄附金や賛助会費、補助金等が検討されなければなりません。人材面では民間人材の登用や民間団体との連携により優れた企画力が活かされなければなりません。合併後の上田市の出捐公益法人として新たな取組を期待します。</p>	
	<p>10 法人税等納付と内部留保の活用について 法人税等の課税所得が令和4年度33,204千円、令和3年度71,328千円、令和2年度63,282千円ありました。その結果、法人税等が令和4年度9,662千円、令和3年度22,661千円、令和2年度22,615千円納付されています。</p> <p>市内の民間の類似した事業を実施する法人の一部には、コロナによる需要減少の影響もあり、多額の損失を累積して事業を閉鎖した法人や、特別融資により赤字経営をなんとか維持している法人もある中で、このような課税所得と納税を行い、無借金経営を行うことに対して反省すべきと思量します。</p> <p>指定管理料や受託契約料は市民の税金等に依っていることを重く受けとめ、月次決算の精緻化と早期化等の対策を早急に実践して、多額な課税所得や納税の発生しない内部統制の仕組みを構築してください。</p> <p>この結果、内部留保である正味財産が令和5年3月31日現在347,856千円あります。また、現金預金が360,394千円</p>	<p>10 月次決算については、現在も行っているところではありますが、月次決算処理に時間を要していることから、職員体制及び事務処理方法を見直し、時間短縮に努めて参ります。</p> <p>また、精緻な月次決算により課税所得の圧縮を図り、適正な納税となるよう内部統制の仕組みを検討して参ります。</p> <p>内部留保資金については、現在、指定管理施設の廃止等により、職員の雇用の場が失われていく現状や想定外の支出への対応に備える必要があることから、これらへの対応として、任意積立金として処理して参ります。</p>

	あります。特定資産の積立や公益目的事業を実施する等、有効な活用を期待します。	
--	--	--

第2 所管部局に対するもの

1 【監査結果（指導事項）に関する報告に基づく措置等の内容】

監査対象団体名	監査の結果	措置等の内容
政策企画部	<p>所管部局に対する指導事項</p> <p>1 適切な指導監督について</p> <p>(1) 法令遵守について</p> <p>団体の監査結果に記載のとおり、指摘事項5件、指導事項3件ありました。</p> <p>公益法人に係る法令や会計基準について、指導経験を有する専門家の意見を踏まえて、早期に改善されるよう指導監督してください。</p> <p>(2) 課税所得と納税に係る指導について</p> <p>団体の監査結果に記載のとおり、法人税等納付について意見を付しました（P11）。</p> <p>令和4年度の収支計算書によると情報受託業務の当期収支差額が16,994千円のプラスとなっています。</p> <p>また、法人管理は10,156千円のプラスであることから、各施設や事業の管理経費の配賦が正確ではありません。（決算結果により配賦するのでゼロとなる。資金移動と共通経費の配賦を混同している。）団体の指導事項5(2)②に記載した配賦計算が正しく行われていないことを示しています。実績報告書の検証が必要です。</p> <p>月次決算の精緻化と早期化を前提として、指定管理料や受託契約料について、変更契約条項の追加や補</p>	<p>1</p> <p>(1) 早期改善に向け指導するとともに、対応について事業団と定期的に協議していきます。</p> <p>(2) 早期改善に向け指導するとともに、対応について事業団と定期的に協議していきます。</p> <p>また、指定管理等の在り方について検討していきます。</p>

	<p>助金交付等について多額の課税所得が生じない仕組みを構築することを指導してください。</p> <p>(3) 役員人事について</p> <p>団体の監査結果に記載のとおり、指摘事項 5 件、指導事項 3 件ありました。</p> <p>公益法人に係る法令や会計基準について、指導経験を有する専門家を監事に登用する等指導してください。</p> <p>また、理事は業務執行理事の職務の執行の状況を理事会に報告を求めて監視する役割を担っていること（定款第 21 条 5 項）及び職務専念義務の視点から上田市の職員（部長、地域自治センター長）が兼務することは適当ではありません。理事会等にはオブザーバー出席等に止めるよう指導してください。</p>	<p>(3) 早期改善に向け指導するとともに、対応について事業団と定期的に協議していきます。</p> <p>理事の選任にあたっては市職員の減員を視野に入れた対応を検討するとともに、職務専念義務免除の手続きをいたします。</p>
--	---	---

2 【監査結果（検討事項）に関する報告に基づく措置等の内容】

監査対象団体名	監査の結果	措置等の内容
政策企画部	<p>所管部局に対する検討事項</p> <p>1 固定資産台帳を活用した行政コスト分析について</p> <p>上田市が団体へ管理委託している公の施設について、固定資産台帳による減価償却額を加算した施設別の行政コスト及び利用者 1 人あたりコスト並びに減価償却累計率は以下のとおりです。</p> <p>（行政コスト分析表省略）</p> <p>令和 4 年度の減価償却額を加算した施設別の利用者 1 人あたり行政コストは、鹿月荘 4,413 円、雲溪荘 4,339 円、クアハウスかけゆ 3,895 円と高いのに対し、ささらの湯 173 円、番所ヶ原スキー場 409 円、うつくしの湯 590 円、さなだ館 680 円と低い状況です。</p> <p>施設の取得価額に対して耐用年数に</p>	<p>1 施設の今後の在り方の貴重な資料として参考にさせていただきます。</p>

	<p>対応した減価償却累計額の割合を示す減価償却累計率は、マルチメディア情報センター100%、雲溪荘 97%、武石マレットゴルフ場 95%、ささらの湯 92%、クアハウスかけゆ及び鹿月荘 75%と老朽化が進行しているのに対して、番所ヶ原スキー場 40%、うつくしの湯 48%、さなだ館 61%と耐用年数の 50%前後の施設もあります。</p> <p>施設の今後のあり方を検討するに際して参考としてください。</p>	
--	---	--

3 【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

監査対象団体名	監査の結果	方針の内容
政策企画部	<p>所管部局に対する意見</p> <p>1 公益目的事業の推進について 団体の監査結果の意見に記載のとおり（P10）、合併以来 12 年が経過し、地域住民の福祉の増進を図り、地域社会の発展に寄与する目的を重視する視点から、公共施設の受託管理等を狭く解釈することなく、広く公益目的事業の実施が考えられます。合併後の上田市の出捐公益法人として新たな取組を行うため、所管部局として企画運営に積極的な要請を行う等、指導的役割を果たされることを期待します。</p> <p>2 市の指定管理施設及び委託業務について 公の施設は市民の福祉を増進する目的を持って市民の利用に供するための施設であり、設置目的を効果的に達成する制度として指定管理者制度が存することから、公募が原則であり、例外とする根拠について選定の都度、検証が必要です。対象の同種施設は、市内の民間経営でも同様に存して競合しており、目的適合性の視点から適合度は高いとは言えません。固定資産台帳を活用した行政</p>	<p>1 本事業団の設立趣旨を再確認するとともに、事業団に求める新たな公益目的事業については、事業団の運営体制なども考慮しながら研究してまいります。</p> <p>2 指定管理者制度に関連する施設は、設置当初から、事業団の前進である旧市町村の各振興公社等で運営をしてきた経緯に加え、ノウハウの蓄積やスケールメリットを活かし運営コストの削減を行ってきた経緯があります。</p> <p>施設を個別に公募に出すことで、運営コストが増大する可能性もあることから、公募の場合の運営コストの試算等をしつつ、公募の可能性について検討いたします。</p> <p>地域情報化業務委託については、培</p>

	<p>コスト分析を実施しましたが、所管部局職員の従事する人的コスト等を含めると更に行政コストは多額となることを認識することが必要です。</p> <p>また、地域情報化やネットワーク管理、行政情報処理業務を委託していますが、環境変化に適合した求められる委託業務の実践であるためには、日進月歩の高度化に遅れをとらない質の向上とコストの軽減が課題であり、同種のサービスを提供する民間団体との比較による委託内容の見直しや専門人材の活用を怠ってはなりません。</p>	<p>ってきたノウハウを基に、市民のニーズを捉えた事業の実施に努めています。今後、新センターへの機能移転も踏まえ、コスト面と官民連携も考慮しながら、委託内容の見直し等を検討いたします。</p>
--	--	--

上田市監査委員事務局